

参議院自由民主党政策審議会長

参議院議員・薬剤師

藤井 基之

診療・調剤報酬の改定

オミクロン株により急拡大した新型コロナウイルス感染症、ピークは過ぎつつありますが、その減少スピードは緩やかで、B A. 2 亜型への置き換わりによる再拡大も懸念されるところです。治療薬の提供やワクチン接種の支援等、感染症対策への薬剤師・薬局の役割が更に重要となっています。

さて、4月から診療・調剤報酬が改定されます。今回の調剤報酬の改定では、薬剤師・薬局の対物中心から対人中心の業務への転換を推進する観点から、調剤料等の評価体系を抜本的に見直し、対物業務を評価する薬剤調整料と対人業務を評価する調剤管理料に再編するとともに、服薬管理指導料が新設されました。また、糖尿病患者に対する調剤後の状況確認や医療的ケア児に対する薬学的管理の評価等、対人業務に対する評価の拡充も行われています。

薬局の機能と効率性に応じた評価を見直す観点から、調剤基本料3の適用となる薬局について、これまでの同一グループでの処方箋受付回数が多い薬局に加え、同一グループの保険薬局数の多い薬局も対象になることとなりました。また、敷地内薬局を対象とした特別調剤基本料の評価の見直しも行われています。

後発医薬品調剤加算については、後発医薬品の調剤数量割合の基準をそれぞれ5%引上げて評価を見直すとともに、調剤数量割合が著しく低い薬局の減算規定の評価の見直しと対象範囲の拡充が行われています。同様に、医科における後発医薬品使用体制加算、外来後発医薬品使用体制加算の基準の見直しも行われています。

今回の改定ではリフィル処方箋が新たに導入されるなど、薬剤師・薬局の機能をさらに発揮することへの期待を強く示すものとなっています。この期待にしっかり応えていくことが、地域住民や患者からの一層の信頼向上に繋がるものと思います。

藤井基之ホームページ <http://mfujii.gr.jp/>